

令和 3 年（2021 年）3 月 24 日
午 前 11 時 ～ 正 午
於：高層棟 4 階 特別会議室
都市計画部 資産経営室

令和 2 年度 第 15 回政策会議
吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画の策定について

公共施設のうち学校や公民館などの一般建築物[※]について、個々の施設の修繕や建替え、複合化などの具体的な対応方針を示した「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」を策定しようとするものです。

※一般建築物とは、市が所有する建築物及び市が区分所有又は賃借している施設をいう。
（ただし、道路・橋りょう、公園、下水道、上水道、環境プラントを除く。）

1 概要及び経過

本市の公共施設は、今後、老朽化に伴う長寿命化などの費用が集中的に発生する時期を迎える一方、少子高齢化の進展により、厳しい財政状況が予測されており、効果的かつ効率的に施設の修繕や建替え、複合化などの取組を進める必要があります。

本市では、平成 24 年度（2012 年度）から一般建築物、道路や上下水道などのインフラ・プラント系施設、公有地を含めた「公共施設」を、世代を超えた市民の共有財産として位置付け、良好な施設機能を長期的かつ安定的に供給することを目的として、公共施設最適化の取組を進めてきました。

国においては平成 25 年（2013 年）に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、施設を管理・所管する者に対し、平成 28 年度（2016 年度）までに公共施設最適化の基本的な考え方を整理した公共施設等総合管理計画を策定すること、また、令和 2 年度（2020 年度）までに個々の施設の具体的な対応方針を示した個別施設計画を策定することが要請されました。

このような状況を踏まえ、本市では、平成 28 年度に「吹田市公共施設総合管理計画」を策定しました。今回、その下位計画として公共施設のうち一般建築物について、適切な維持保全による長寿命化や建替え時期に合わせた複合化等により、費用の縮減や財政負担の平準化を図りつつ、多機能で利便性の高い施設の実現を目指し、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいくことを目的として、「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」を策定しようとするものです。

2 計画の内容

(1) 計画の構成

	主な内容
第1章	背景・目的等（計画の背景・目的・位置付けなど）
第2章	個別施設の方針の検討方法（基本的な考え方など）
第3章	個別施設の方針（概要、施設の状態等、基本的な方針、対策内容と実施時期）
第4章	継続的運用方針（推進体制、フォローアップなど）

(2) 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和32年度（2050年度）の30年間
原則、5年ごとに見直しを行います。

3 パブリックコメント

(1) 意見提出期間

令和2年12月21日～令和3年1月29日

(2) 意見の件数

合計96件（64通）

(3) 意見の概要

- ア 一般建築物の考え方についての意見（4件）
- イ バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を求める意見（4件）
- ウ 市民への説明、市民参加を求める意見（6件）
- エ 個別施設の方針に関する意見（73件）

【内訳】

- ・留守家庭児童育成室に関するもの（3件）
- ・中消防庁舎の跡地活用に関するもの（5件）
- ・保育所・幼稚園等に関するもの（62件）
- ・その他の施設に関するもの（3件）

オ その他の意見（9件）

(4) 市民意見に対する市の考え方

個別施設の方針について、「市民に対する十分な説明が必要」「慎重な検討を求める」などの意見がありました。本計画は現有公共施設を安全に維持していくため、更新周期に従って各施設の建替えや大規模修繕等のスケジュールを示したものであり、事業の具体化の際には、必要に応じて市民へ説明するなど、適切な情報提供を行いながら進めます。

4 今後の予定

- 令和3年3月下旬 市ホームページに掲載
- 5月下旬 市報すいた（6月号）に掲載